

奈良県広域水道企業団組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 2 号

奈良県広域水道企業団組織規程等の一部を改正する規程

(奈良県広域水道企業団組織規程の一部改正)

第 1 条 奈良県広域水道企業団組織規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表上牧事務所の項中「上牧事務所」を「上牧・河合事務所」に、「上牧町の区域」を「上牧町及び河合町の区域」に改め、同表河合事務所の項を削り、同条第 2 項の表上牧事務所の部中「上牧事務所」を「上牧・河合事務所」に、「水道係」を「業務係、工務係」に改め、同表河合事務所の部を削る。

第 8 条第 5 項中「上牧事務所」を「上牧・河合事務所」に改め、「、河合事務所」を削る。

第 1 2 条中「上牧事務所」を「上牧・河合事務所」に改め、「、河合事務所」を削る。

(奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 2 条 奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考中「及び磯城事務所」を「、磯城事務所及び上牧・河合事務所」に改め、「、河合事務所、上牧事務所」を削る。

(奈良県広域水道企業団行政文書管理規程の一部改正)

第 3 条 奈良県広域水道企業団行政文書管理規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(8) 課長補佐決裁

第 1 8 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

別表第 1 所属の欄市町村事務所等の部上牧事務所の項中「上牧事務所」を「上牧・河合事務所」に、「上牧事」を「上河事」に改め、同部河合事務所の項を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 0 月 5 日から施行する。